

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和6年8月

1 許可取消しの原因

廃業届の提出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

※違法行為等による取消処分ではありません。

2 廃業業者一覧

	許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
全部廃業						
1	島根県知事許可 (般 03) 第9885号	TRAX (株)	足立 孝之	松江市古志原5-9-11	許可を受ける全ての建設業	令和6年8月1日
2	島根県知事許可 (般 01) 第7640号	(株) 藤井基礎設計事務所	藤井 俊逸	松江市東津田町1349	許可を受ける全ての建設業	令和6年8月9日
3	島根県知事許可 (般 01) 第5795号	(有) 月森電気設備	月森 道暁	松江市八雲町西岩坂340-5	許可を受ける全ての建設業	令和6年8月19日
一部廃業						
1	島根県知事許可 (般 02) 第1971号	(株) 日新電工	山根 義人	松江市古志原6-22-28	管	令和6年8月19日
2	島根県知事許可 (般 06) 第6036号	(有) 常松建設	安井 祐司	出雲市平野町20-3	解	令和6年8月19日
3	島根県知事許可 (特 01) 第6003号	(有) 協和工業	永田 丈二	松江市下東川津町620	建、管、解	令和6年8月19日

※ 上記略字の工事業名は以下のとおり

「土」土木工事業、「建」建築工事業、「大」大工工事業、「左」左官工事業、「と」とび・土工工事業、「石」石工事業、「屋」屋根工事業、「電」電気工事業、「管」管工事業、「タ」タイ
ル・れんが・ブロック工事業、「鋼」鋼構造物工事業、「筋」鉄筋工事業、「舗」舗装工事業、「しゅ」しゅんせつ工事業、「板」板金工事業、「ガ」ガラス工事業、「塗」塗装工事業、「防」
防水工事業、「内」内装仕上工事業、「機」機械器具設置工事業、「絶」熱絶縁工事業、「通」電気通信工事業、「園」造園工事業、「井」さく井工事業、「具」建具工事業、「水」水道施設工
事業、「消」消防施設工事業、「清」清掃施設工事業、「解」解体工事業